

西東京市の個人演説会開催会場利用における公職選挙法違反についての陳情

陳情事項

- 1 個人演説会において公民館の使用を求める
- 2 個人演説会においてこもれびホールの使用を求める
- 3 個人演説会において富士町福社会館の使用を求める

趣旨（理由）

この陳情は先に提出した陳情第16号と同様のもの（ただし項目4を除く）であるが、不採択となり閲覧配布となったため再度陳情を行う。閲覧配布となった理由として「選挙に関する事項であるため」という説明がなされたのをたまたま傍聴していたのだが、「選挙に関する事項であるため」閲覧にとどめるというのは理由にならない。陳情について、その内容をきちんと理解する努力をお願いする。すなわち、西東京市の個人演説会会場利用についての対応は、公職選挙法に違反しており、早急に改善の必要がある。

先の都知事選において、個人演説会会場として市の指定施設及び公民館に打診したところ、当該指定施設及び公民館は、自己の管理する施設が、候補者の申し出により、個人演説会の会場として使用されることが公職選挙法上で義務付けられていることの認識が全くなかった。

1. 公民館については、公民館が公選法に指定された個人演説会会場であるにもかかわらず、その認識がないばかりか、制度設計として、団体での登録が必要であり、個人の資格で申し込む必要がある個人演説会の開催は不可能との返答であった。公職選挙法に規定された正当な選挙活動として、個人演説会はその開催が保証されており、かつ、公営の施設が無償で使用できることも規定されている。制度設計についての見直しをお願いする。個人演説会が候補者個人の申し込みにより会場を借りることは公職選挙法上の規定上求められており、かつ、通常であれば政治利用ができない公民館を利用することも、公職選挙法上の特例として定められている。公民館を個人演説会場として候補者に利用させることは、公職選挙法上の要請であり、この点について、西東京市は違法状態にある。
2. こもれびホールについては、小ホールの使用を求めたが、2週間前の予約が必要とのことで、特別な場合にはあたらなため使用できないとのことであった。選挙期間が限定された期間であることを鑑みると、小ホールに他に使用の予定がない限り、特別な場合として可能な限り対応するべきと考える。都の選管にも確認したが、特に認める必要のある場合であるとの見解であった。市としての適切な指導をお願いしたい。
3. 富士町福社会館については、個人演説会会場としての認識が全くなく、職員が当惑していた。

以上

2014年 8月 22日

郵便番号 188-0013

住 所 西東京市 向台町

氏 名 山口あずさ
電 話



西東京市議会議長
佐々木 順一 様

※ 氏名を自署された場合は、押印は不要です。